

# 気候変動影響評価・適応推進事業



【令和5年度要求額 810百万円（810百万円）】

気候変動影響への適応取組を強化し、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指します。

## 1. 事業目的

- ① 気候変動適応法・適応計画を効果的・効率的に実行する。
- ② 地域における適応を推進する。
- ③ 気候変動に脆弱な開発途上国において、能力強化や官民連携を通じて国際協力を推進する。
- ④ 気候変動を踏まえて将来の台風に係る影響評価を実施し、激甚化する気象災害への対策の充実を図る。
- ⑤ 将来の気象災害や感染症等に対する社会の強靭性を強化する。
- ⑥ 民間企業における適応を促進する。
- ⑦ 気候変動に関する国民の理解を促進する。

## 2. 事業内容

- 気候変動の影響は国内外で既に現れており、さらに深刻化する可能性がある。そのためパリ協定により、各国とも適応の取組が求められている。
- 平成30年6月に気候変動適応法が成立し、適応策の推進は、骨太の方針、成長戦略・クリーンエネルギー戦略等にも盛り込まれている政府の重要課題である。
- 環境省の適応策に関する中核的取組として、以下の事業を実施する。
  - ・ 気候変動影響評価及び適応計画進捗把握
  - ・ 気候変動適応地域づくり推進事業
  - ・ パリ協定気候変動適応世界目標達成に向けた国際協力推進
  - ・ 気候変動による災害激甚化に係る適応の強化事業
  - ・ 気候変動を考慮した感染症や気象災害に対する強靭性強化事業
  - ・ 民間企業による気候変動適応支援
  - ・ 国民参加による気候変動情報収集・分析事業

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、請負事業
- 委託請負先 民間事業者・団体、地方公共団体 等
- 実施期間 平成18年度～

## 4. 事業イメージ

